

長崎県消費生活センター

消費生活相談員資格取得支援講座のご案内

消費生活相談員資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、どなたでも受験できます。この試験に合格すると、消費生活相談員資格(国家資格)と消費生活専門相談員資格の両方が同時に取得できます。このたび消費生活相談員資格取得を目指している方を支援するための講座を次のとおり開催しますのでご案内します。受講料は無料です。

1.日程・カリキュラム

日(曜)	時 間	内 容	講 師
7月12日 (土)	10:00~10:05	オリエンテーション	
	10:05~12:00	消費者行政(消費者基本法等)	今井 一成 弁護士
	13:00~14:55	特定商取引法	横山 公一 弁護士
	15:05~17:00	過去問から見る必要な法律知識	戸田 惟 弁護士
7月13日 (日)	10:00~12:00	民法・消費者契約法	増崎 勇太 弁護士
	13:00~14:55	割賦販売法	福崎 龍馬 弁護士
	15:05~17:00	小論文の書き方	尾上 千佳子 河合塾講師

2.会 場

長崎県庁行政棟3階307会議室

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

3.申込方法

葉書又はファクス(095-828-1014)にて、「資格取得支援講座受講希望」と記載し、住所、氏名、電話番号を添えて令和7年7月4日(金)までに長崎県消費生活センターまでお申込下さい。



詳しくは、長崎県消費生活センター 電話: 095-895-2320(担当: 川原)まで
 ※小論文(1200字程度)は事前に提出いただければ講師が添削指導をいたします。(別途2,000円が必要)提出期限は7月4日(金)です。ご希望の方はテーマ及び様式をお送りしますので、担当までご連絡下さい。